

昭和二十年

51-6

#40  
ISACK 2

内閣

公文書

SAH  
15

行政  
査察  
使  
関係

361252

Instructions

no value

国立公文書館	
分類	返 青
	3 A
排架番号	15
	51-6



内閣

行政查察使關係

- 一 第十二回行政查察使八田嘉明ニ對スル訓令
- 一 裏日本輸送緊急現地措置ノ實施ニ関シ國務大臣左近司政三及同安井藤治ニ對スル訓令
- 一 決戰行政体制ニ関スル行政查察實施要領

六	四	三
五	五	五



統計査第一號

昭和二十年二月十四日

綜合計畫局長官



内閣總理大臣 殿

第十二回行政査察使八田嘉明ニ與フル訓令ノ件

第十二回行政査察使八田嘉明ニ對シ別紙ノ通訓令相成様致度此段及ヒ  
申候

内閣

附錄

第十二回行政監察使八田嘉明ニ關シテ  
第十二回行政監察使八田嘉明ニ關シテ  
第十二回行政監察使八田嘉明ニ關シテ

附錄 附錄 附錄

綜合情報課

昭和二十二年二月十四日

附錄 附錄 附錄

内閣閣甲第四〇號

第十二回行政監察使八田嘉明ニ關フル訓令

- 一、第十二回行政監察ハ陸上小運送ニ關シテ之ヲ實施シ京濱及阪神地帯其ノ他必要ナル府縣ニ付現場監察ヲ行フモノトス
- 二、第十二回行政監察ハ昭和二十年二月以降ニ於テ努メテ昭明間内ニ之ヲ實施スルモノトス
- 三、第十二回行政監察ハ港灣リ貨物自動車輸送力ノ急激増強ヲ圖ルコトヲ目的トシ左ノ點ニ留意シ必要ナル行政監察ヲ行フモノトス
  - (イ) 煤炭運搬力ニ輸送統制ノ實施
  - (ロ) 車輛整備ノ狀況
  - (ハ) 輸送力増進ニ關シ今後必要トスル措置
- 四、行政監察使該使事務所管轄項中前項(イ)ニ關スル措置ヲ爲サントスルトキハ豫メ主務大臣ニ協議スルモノトス



昭和二十年四月二十五日  
閣議決定  
一、現地指置ハ昭和二十年四月下旬以降至短期間之ヲ實施スルモノトス

昭和二十年四月二十五日

閣議決定

國務大臣左近衛啟三ニ與フル訓令(案)

一、英日本重要輸送ノ確保ヲ圖ル爲新橋、東江津、濱田、船川ノ諸港ニ付現地指置ヲ行フモノトス

一、現地指置ニ當リテハ左記事項ニ重點ヲ置クコト

(1) 港灣操塔力ノ綜合的整備並ニ運費ノ削減

(2) 港灣防備ノ強化

(3) 港灣貨物現地處理ノ推進并ニ英地歐關政ニ中絶輸送ノ確保

一、現地指置ハ昭和二十年四月下旬以降至短期間之ヲ實施スルモノトス

昭和二十年四月二十五日

内閣總理大臣 鈴木 貫太郎

内閣総理大臣 鈴木 貫太郎

昭和二十年四月二十日

- 一 東洋炭田ハ昭和二十年四月下旬以迄至要期間ニ於テ其採掘ノ停止ヲ要ス
- 二 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 三 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 四 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 五 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 六 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 七 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 八 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 九 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス
- 十 諸島炭田採掘ノ停止ニ要スルニ及ビテハ其採掘ノ停止ニ要ス

閣議決定 昭和二十年四月二十日

陸防大臣 安井 藤治

- 一 東日本重要輸送ノ確保ヲ圖ルニ爲シテ、富山、七尾、<sup>舞鶴、境</sup>、敦賀ノ諸港ニ付、現地措置ヲ行フモノトス
- 二 現地措置ニ當リテハ左記事項ニ重點ヲ置クコト
- (1) 海運輸力ノ総合的整備並ニ運管ノ推進
- (2) 海運防衛ノ強化
- (3) 海運貨物現地處理ノ推進并ニ現地疎開並ニ中継輸送ノ確保
- 三 現地措置ハ昭和二十年四月下旬以降至短期間ニ之ヲ實施スルモノトス

昭和二十年四月二十日

内閣総理大臣 鈴木 貫太郎



察實施要領

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和三年六月五日

内閣書記官長

各省大臣

綜合計畫局長官（宛者通）

決戰行政体制ニ関スル行政查察實施要領本日別紙ノ通閣議決定相成候條命

（東東三三二）

依リ通牒ニ及ビ候

内閣

戦時行政体制の調査実施要領(案)(二、六五)

戦局ノ推移ニ即應シ決戦行政体制ノ確立ニ資

スル爲左記ニ依リ第十三回行政調査ヲ實施ス

一本行政調査ハ行政運営ノ現状ニ付調査シ決

戦行政体制確立ノ爲改善刷新ヲ要スト認メ

ラルル事項ニ關シ綜合的具體的意見ヲ政府

ニ具申スルヲ目的トス

二 調査實施ノ方法ハ其ノ對象トシテ已ニ決定セラ

レタル政府施策ノ具體的問題中左記數項目

ヲ選定シ各項目毎ニ調査シ之ヨリ歸納的ニ

綜合的具體的意見ヲ取纏ハルモノトス

イ 勤勞動員

ロ 軍需ト民需トノ調整

ハ 戦災處理

ニ 統制法規

ホ 民意昂揚

三、行政査察使ハ前項ノ各査察項目ニ付各一名ヲ内閣顧問中ヨリ勅命スルモノトス  
隨員ノ構成ハ民間人ヲ主体トシ且時局ニ鑑ミ努メテ簡素ニス  
四、査察期間ハ準備及整理期間ヲ含ミ概ネ一箇月トス

